

# クマ出没の多発に伴う 地域安全確保と対応体制の強化について

---

滋賀県

# 各項目に対する滋賀県の考え方

## 長浜市からの3つの項目

- 1 「緊急銃猟」制度の適切かつ安全な実施に向けた体制整備
- 2 ハンターの育成・確保
- 3 滋賀県におけるツキノワグマの「管理」体制の構築と地域におけるゾーニング管理等予防的措置の推進

## 各項目に対する県の考え方

- 1 国の交付金を活用した**体制整備**（マニュアル作成、研修の実施に係る費用等）の**支援**、本県の実情に応じ、迅速かつ柔軟に対応
- 2 中長期的には、県で交付金を活用した**基礎的な研修の開催等**、**国や市町と連携し、人材の育成を図る。**
- 3 まず、計画見直しのため**令和8年度に個体数調査・推定を実施**。また、クマの隠れ場をなくす**緩衝帯整備の支援**など、クマとの共生に向けて対応

⇒これら**国や市町と連携**した対策を通じて、**住民の安心・安全の確保**につなげる。

# 目次

---

I

## ツキノワグマの生態等

- ・ ツキノワグマの位置づけ、他府県との比較、出没状況、対策

II

## 緊急銃猟制度について

- ・ 緊急銃猟について、滋賀県の動き、市町の動き

III

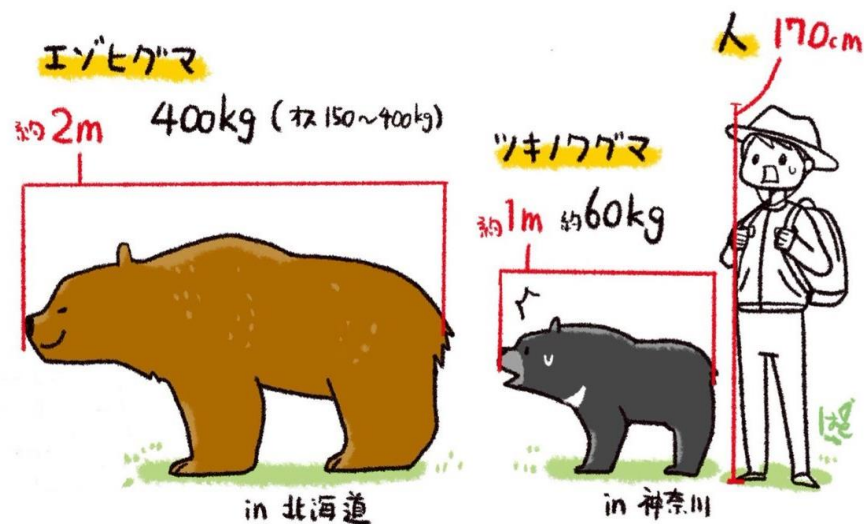
## クマ被害対策

- ・ 国のクマ被害対策パッケージ、滋賀県におけるクマ被害対策

# ツキノワグマの生態



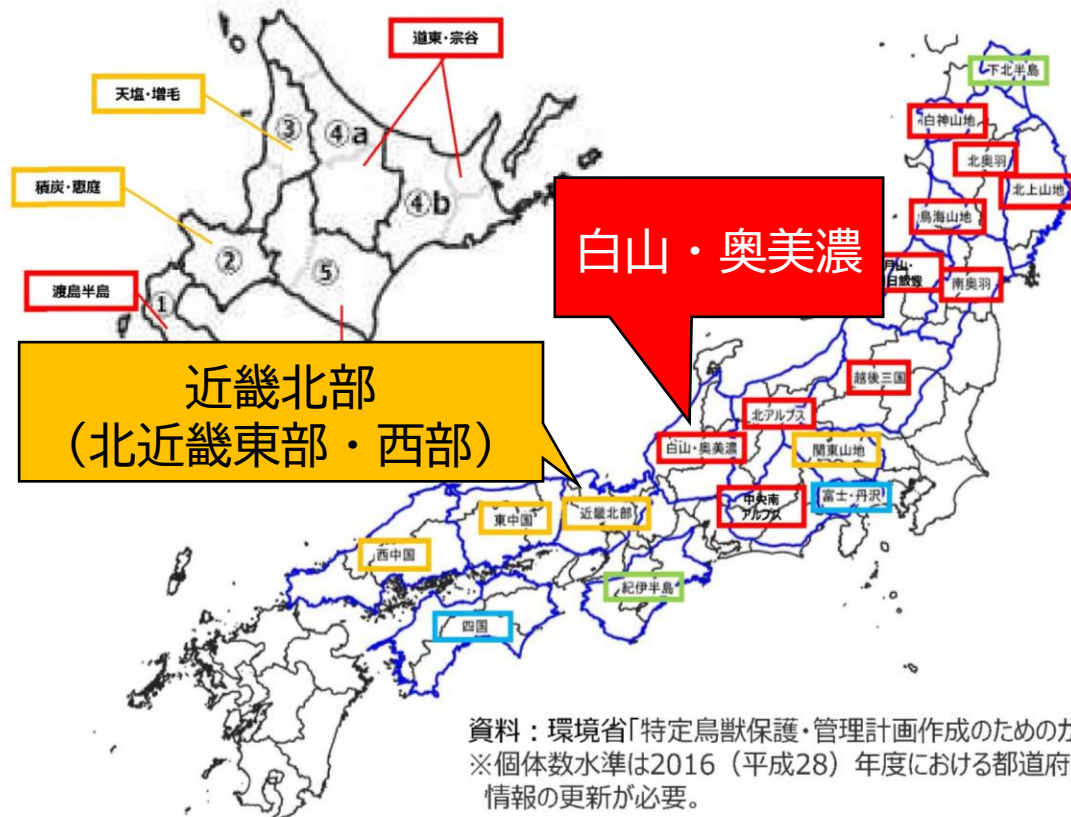
- ・ **体長110～130cm**ほど、**体重は最大で100kg**ほどになる。
  - ・ 雑食性（季節によってエサを変える）  
春：山菜 夏：昆虫、木の实 秋：ドングリ
  - ・ 視力はあまりよくないが、聴力、嗅覚は非常に優れている
- ※ヒグマに比べると小さい。



# クマの個体群について

ヒグマ (5ユニット)

ツキノワグマ (18ユニット)



凡例

■ 個体数水準 4

【成獣個体数】800頭以上  
【分布域】広く分布

■ 個体数水準 3

【成獣個体数】400-800頭程度  
【分布域】他個体群との連続性が制限

■ 個体数水準 2

【成獣個体数】100-400頭程度  
【分布域】狭く、他個体群との連続性が少ない

■ 個体数水準 1

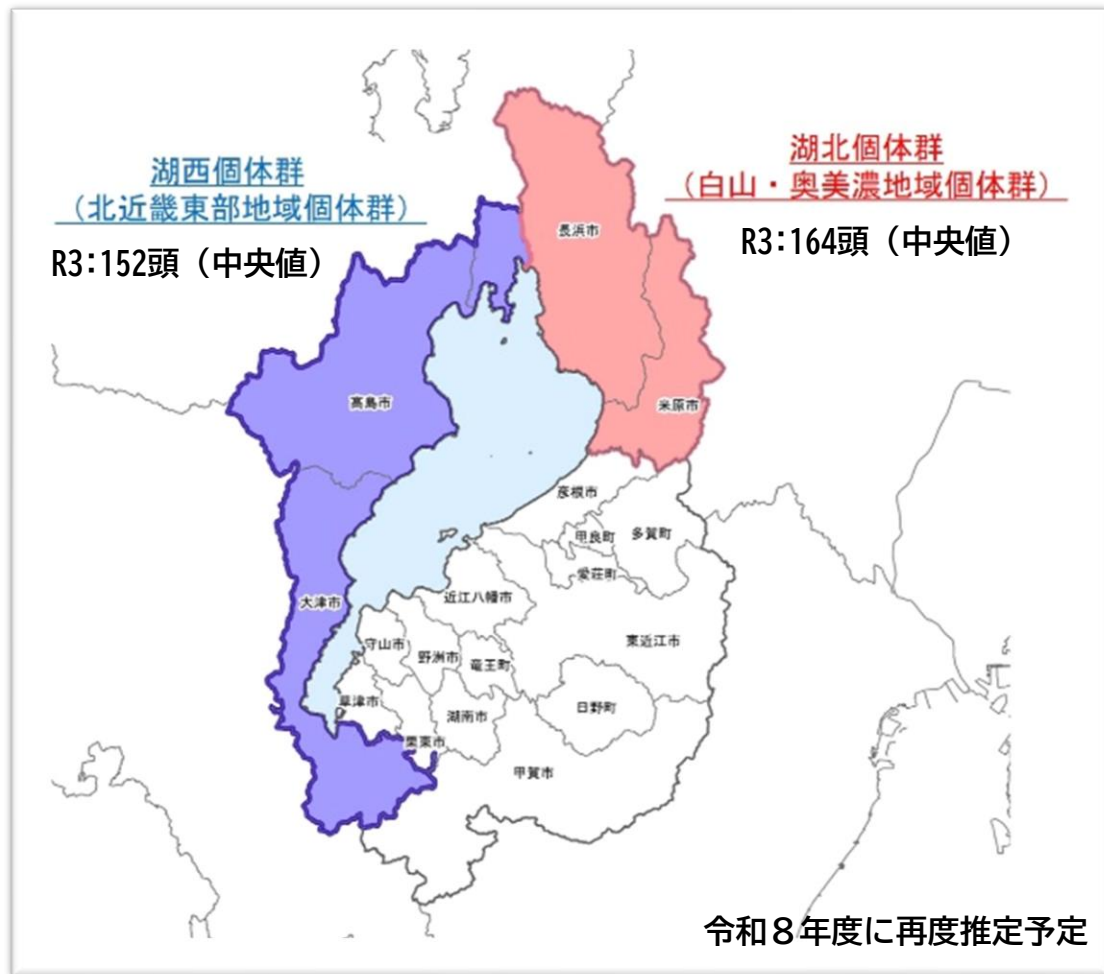
【成獣個体数】100頭以下  
【分布域】きわめて狭く孤立

・ ツキノワグマの個体群は  
全国で18

・ そのうち滋賀県には2つ  
の個体群が生息している。  
→ 白山・奥美濃地域個体群  
(**個体数水準 4**)  
→ 北近畿東部地域個体群  
(**個体数水準 3~4**)

資料：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」より作成  
※個体数水準は2016（平成28）年度における都道府県の特定期間等を参考としているため、今後  
情報の更新が必要。

# 県内におけるツキノワグマの位置づけ



- ・ 県内の生息数を当てはめると**個体数水準2**に該当
- ・ 滋賀県レッドデータブック2020年版で存続基盤が脆弱な**希少種**とされている。
- ・ 滋賀県では滋賀県ツキノワグマ**第一種特定鳥獣保護計画** (第4次計画) を策定。

# ツキノワグマの生息状況の把握

## ○ツキノワグマのモニタリング調査

### 【調査の目的】

滋賀県内に分布しているツキノワグマの生息状況を把握し、適切な管理につなげることが目的

### 【内容】

- ・ 樹木間に誘引餌（蜂蜜）を吊り下げ、クマを立ち上がらせるよう配置
- ・ 月の輪模様を確認するためのカメラを樹木に設置
- ・ 撮影記録により、出没頻度や範囲を把握



- ⇒ モニタリング調査は毎年実施。その結果は、ツキノワグマの個体数の推定にも利用
- ⇒ 個体数の推定は令和8年度に実施予定。次期計画に反映

# 推定生息数の他府県との比較

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画より

## 白山・奥美濃地域個体群

関係県の推定生息数

- ・ 富山県→約1460頭※
- ・ 石川県→約1201頭
- ・ 福井県→約 800頭
- ・ 岐阜県→約 553頭
- ・ **滋賀県→約 164頭**

約1100頭  
～6900頭

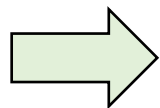
## 北近畿東部地域個体群

関係府県の推定生息数

- ・ 京都府→約650頭
- ・ 福井県→約240頭
- ・ **滋賀県→約152頭**

約900頭  
～1100頭

※ 富山県の推定生息数は北アルプス地域個体群も含まれている。

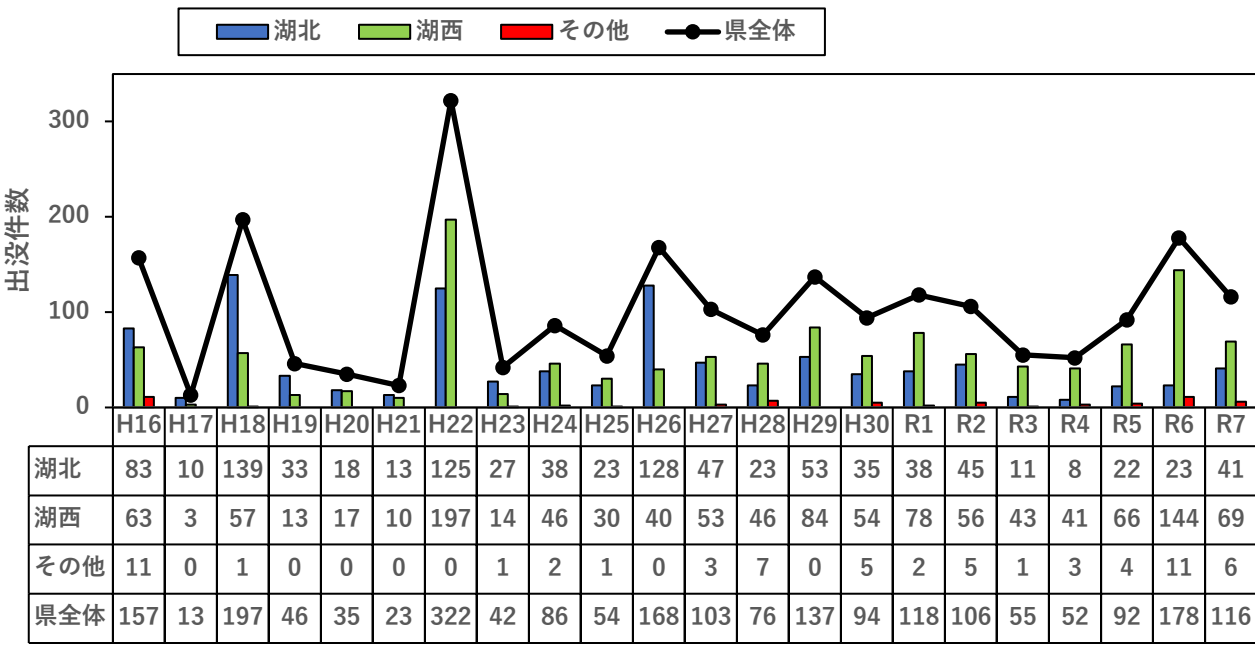


**関係府県と比較**して、県内の推定生息数は**少ない**

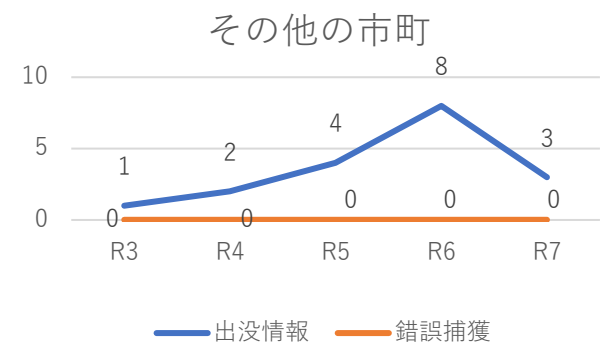
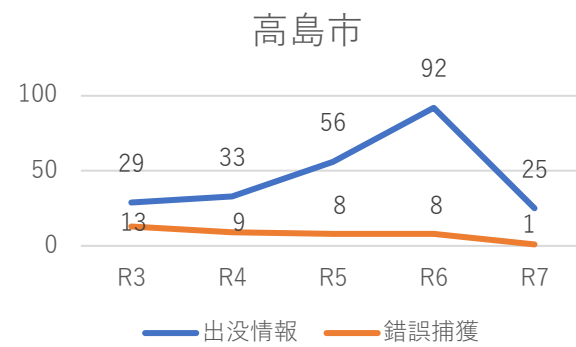
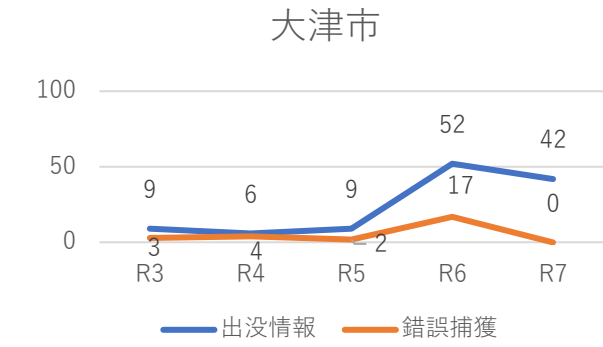
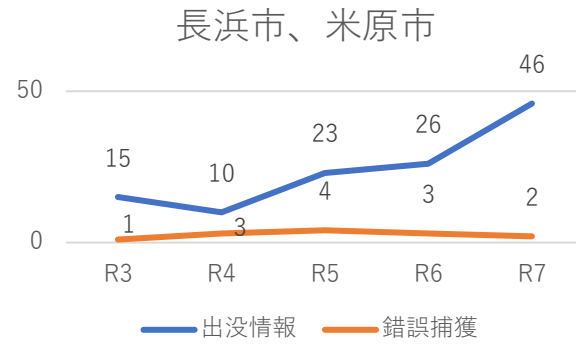
第一種特定鳥獣保護計画：滋賀

第二種特定鳥獣管理計画：富山、石川、福井、岐阜、京都

# 県内における出没状況



R 7は11月末時点



## 【全国】

東北を中心に市街地への出没等から、人身被害件数が、過去最多

## 【県内】

- ・ **出没件数**は、これまで増減の範囲内で推移。**近年はやや増加傾向**
- ・ **人身被害状況**は、平成22年度の人身被害5件が最高
- ・ 令和元年度に2件発生して以降は0件だったが、**今年度は2件**発生
- ・ 被害の程度はクマによる引っ掻きやかみつきによる裂傷、骨折など

# 県内におけるツキノワグマ対策

## ○滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次計画）

### 【目的】

- ・ 地域個体群の安定的維持
- ・ **人身被害の回避**および生活環境被害・農林業被害等の低減

### 【計画期間】

令和5年4月1日～令和10年3月31日



滋賀県ツキノワグマ  
第一種特定鳥獣保護計画（第4次）

令和5年3月  
滋賀県

# 県内におけるツキノワグマ対策

## 【人身被害の回避・生活環境被害等の低減】

- ・人の生活域においては、**人の安全が最優先**
- ・計画に基づき別途「**ツキノワグマ出没対応マニュアル**」を定め、人身被害回避のために、県、市町、警察、住民等の関係者が対応
- ・人身または生活環境への被害があるなど**緊急性が高い場合**は、銃器の使用※や**殺処分が可能**となっている  
(殺処分件数：令和6年度：3件、令和7年度：2件(令和7年11月30日時点))
- ・それぞれの個体群に推定生息数の8～12%の**年間捕獲数上限**を設けている。

湖北個体群 (164頭の12%) → **20頭**

湖西個体群 (152頭の8%) → **12頭**

※ 鳥獣保護管理法第38条で制限がされており、第38条に該当する場合は実施不可

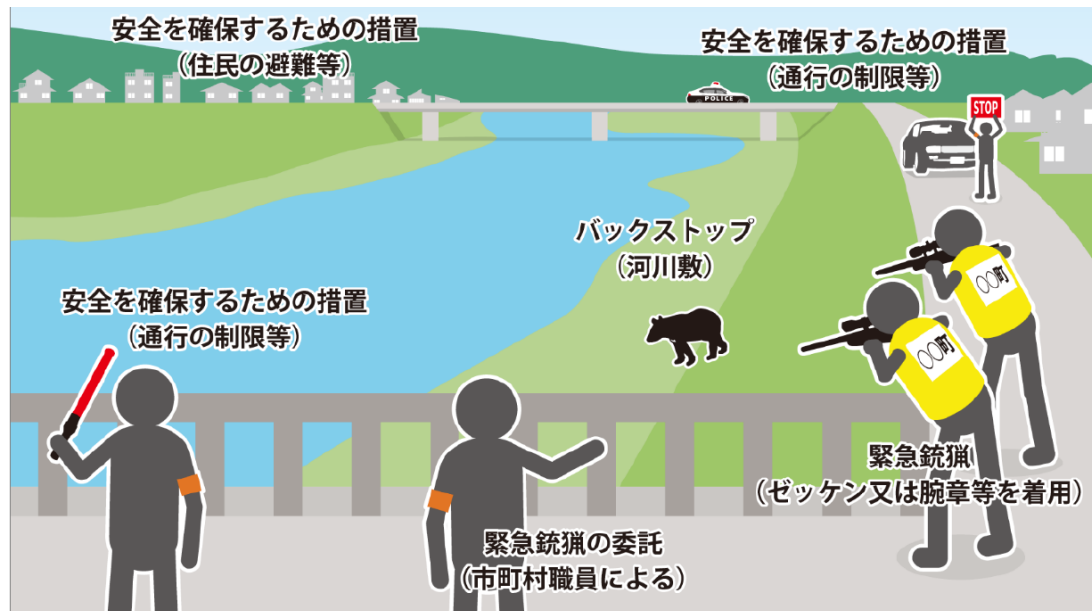
# 緊急銃猟制度について

## 【背景】

住居が集合している地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等は法律で禁じられてきたところ、現実・具体的に危険が生じ、特に急を要する状況では、このような地域でも銃器を使用した鳥獣の捕獲等が求められている。

## 【趣旨】

「緊急銃猟」とは、クマ等の危険な野生動物が人の生活圏に侵入し、人命や身体に差し迫った危険がある場合に、市町村長の判断に基づき、銃器を用いて緊急的に捕獲・駆除を行う。



出典：環境省資料

## 【実績】

- ・ 東北を中心令和7年12月10日時点で44件実施
- ・ 近畿では、実績はない
- ・ 近隣府県では、福井県勝山市で実施例あり

<参考：福井県勝山市の状況>

- ・ 国の「緊急銃猟ガイドライン」に基づき「緊急銃猟実施マニュアル」を制定
- ・ 令和7年10月29日および11月8日の2度の「緊急銃猟」を実施

# 緊急銃猟等に関する滋賀県の取組

○国に対し、緊急銃猟に係る体制整備に係る支援について要望

○緊急銃猟実施体制構築に必要な経費の支援【令和7年11月補正等に対応】

対象：県内市町（全市町に照会、要望のあった長浜市など計5市町に支援）

内容：緊急銃猟関係

- ・大津市：消耗品費、備品費、雑役務費
- ・甲賀市：保険代、資材購入費、消耗品費
- ・高島市：保険代、資材購入費
- ・長浜市：保険代、消耗品費、備品費

補正関係

- ・長浜市：備品費、研修費
- ・米原市：備品費、消耗品費

○県においても国交付金を活用した資機材の調達等を実施【令和7年11月補正等に対応】

内容：捕獲用ドラム缶檻の購入（更新）等

出典：環境省資料



ドラム缶檻

# 緊急銃猟等に関する滋賀県の取組

## ○緊急銃猟制度に関する説明会および関係者の連携に向けた意見交換の実施

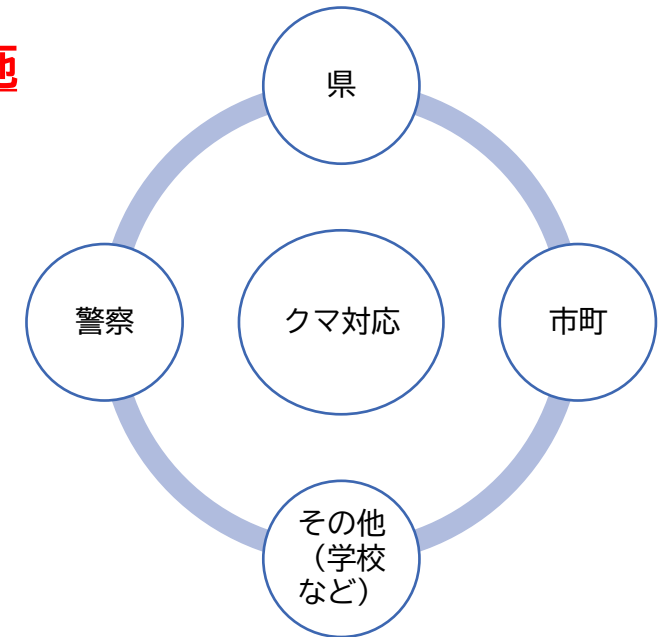
・県内各地域（湖北地域・湖西地域・湖南地域※）の市町および警察署

※湖東地域は今後実施予定

⇒市町、警察、県、猟友会等の関係者間の連絡体制の構築を依頼  
（一部地域では構築済み）

⇒各市町に緊急銃猟実施マニュアルの作成を推奨（一部市町では作成済み）

## ○全国の緊急銃猟に関する事例を市町に横展開



関係機関との連携が重要

### <計画と緊急銃猟の関係>

◎滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）を策定しているが、  
は別のものであり、駆除・捕殺を法律において可能としたもの。

「緊急銃猟」は計画と

# 緊急銃猟に関する各市町の動き

## ★米原市での緊急銃猟の実地訓練

- ・ 令和7年11月12日に緊急銃猟の実地訓練を実施
- ・ クマを目撃した市民の通報から始まり、警察等の関係機関への連絡やドローンを活用したクマの搜索、安全な場所への市民の誘導、緊急銃猟による駆除を実施。 県内の14市町の担当者も見学



# 国のクマ被害対策パッケージ

## 緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★ 緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★ 緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★ 効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★ 自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★ インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★ 警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
- ★ 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁、文部科学省）
- 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
- ★ 学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
- ★ 農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

## 短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

## 中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

### ○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費  
 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

### ○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

# 滋賀県におけるクマ被害対策

## 短期的な対応

(★：対応済み)

- ★緊急銃猟制度の着実な理解促進と支援（市町、県警と連携）
  - ・緊急銃猟制度に関する市町向けの説明会の開催等
- ★学校および登下校の安全確保に関する周知
  - ・通学路の点検やクマ出没時の安全対策等に係る周知（教育委員会と連携）
- ★クマ出没情報の集約と発信、注意喚起
- 県庁、市町関係者等向け研修会の実施【R7.11月補正】
  - ・クマ出没時の対応やクマの捕獲に関する基礎を学ぶ研修を実施
- 捕獲等に関する機材の調達【R7.11月補正等】

## 中長期的な対応

(★：対応済み)

- ★緊急銃猟制度の着実な理解促進と支援（市町等と連携）（再掲）
  - ・緊急銃猟制度に関する市町向けの説明会の開催等
- 個体数調査・推定の実施
  - ・計画の見直しに向けて、クマの生息数を把握（令和8年度実施）
- 計画の見直しの前倒しも含めた検討
  - ・計画（計画期間：～R10.3）の課題の整理等に着手
- クマの生息環境の整備
  - ・豊かな森林づくりの推進等
- 国や市町と連携した、専門知識を有する人材の育成



出典：環境省資料

⇒ 国の対策パッケージも活用し、緊急銃猟の実施に向けた体制整備やハンターの育成・確保に向けた市町への支援を実施  
⇒ また、次年度に関係府県と連携し、クマの個体数調査・推定を実施。その結果をもとに専門家の助言を得ながら、今後、クマの管理の方向性を検討